

令和2年4月22日

関係事業者 各位

能生商工会

糸魚川市感染拡大防止休業協力金について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国で「緊急事態宣言」が5月6日まで発令されています。

糸魚川市では、飲食店等が自主的に休業等した場合に、「糸魚川市感染防止拡大防止休業協力金」として10万円を交付することになりました。

つきましては、別添資料をご確認いただき、対象となる事業者で申請される場合は次により申請ください。

記

1 対象となる事業者

- ①別紙1の「感染拡大防止休業協力金の対象となる店舗・事業所等」に該当する事業者
 - ②令和2年4月25日から5月6日までの間（12日間）に、10日以上休業（飲食サービスの場合は、テイクアウト又は配達等への変更を含む。）を行う事業者
- ※①②両方に該当する必要があります。

2 必要書類

- ①糸魚川市感染拡大防止協力金交付申請書
 - ②休業等の状況及び期間が分かる証拠資料（告知資料の写し等）
- ※例えば、店舗入口に「4月25日から5月6日まで休業します」といったお知らせを貼りだし、証拠資料として写真に撮り添付してください。

3 申請方法

令和2年4月27日から5月29日までの申請期間内に、糸魚川市産業部商工観光課企業支援室へ申請書類を郵送で提出してください。（提出日が早い場合は後日別に証拠資料を提出する必要があります。）

なお、申請書類は能生商工会でも受付します。（後日企業支援室へ提出します。）

問合せ先

糸魚川市産業部商工観光課企業支援室
電話 552-1511（代表）
能生商工会（担当：池田・山本・菅原）
電話 566-2244 FAX 566-4374